

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 計量法による計量器定期検査の実施
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 解除予定の保安林
- 遊漁規則の変更の認可

告 示

鳥取県告示第三百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
辻 谷 医 院	米子市糺町二丁目 一八の三	昭和四十七年五月二十三日
名 島 外 科 医 院	倉吉市東岩倉町 二、二三六	二十五日
立川眼科・耳鼻咽喉科診療所	境港市上道町下無頭 一、六六二	二十八日
中 野 医 院	東伯郡東伯町保	二十三日
富 谷 歯 科 医 院	倉吉市河原町一、九〇四	十七日
角 尾 薬 局	鳥取市賀露町一、〇四七	二十五日
柿 坂 医 院	八頭郡八東町大字北山 七三	一日
上 田 歯 科 医 院	鳥取市西町三丁目一〇一	八日

鳥取県告示第三百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 村 憲 一	鳥棄第二六六号	昭和四十七年五月十六日

鳥取県告示第三百九十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥取市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
七月十日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	鳥取市	津ノ井小学校
"	午後一時から 午後三時まで	"	米里農業協同組合
"	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	倉田公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	美和小学校
"	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	東郷小学校
"	午後一時から 午後三時まで	"	豊実公民館
"	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	末恒公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	湖南中学校

鳥取県告示第三百九十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感胃予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的
牛の流行性感胃発生予防のため
- 二 実施する区域
県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
乳牛。ただし、生後七月未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日
昭和四十七年六月二十日から十月三十一日まで
- 五 注射の方法
牛の流行性感胃予防液（北研毒）皮下注射

鳥取県告示第四百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一、字奥山次一西平

一一四六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八東水字大磯二六七七の七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三号

鳥取県告示第四百三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字河原一三三番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第一号

